

秋田県スキー連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県スキー連盟（以下「本連盟」という。）におけるコンプライアンスについて規定する。

(運営方針)

第2条 本連盟及び加盟団体の役員、委員及び職員（以下「役委員」という。）及び会員は、コンプライアンスを最優先の運営方針の一つとして認識して、業務の推進にあたるものとする。

(役委員・会員の責務)

第3条 役委員・会員は前条の方針を踏まえ、法令、本連盟規則を遵守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役委員・会員の禁止事項)

第4条 役委員・会員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自ら法令及び本連盟規則に違反する行為
- (2) 他の役委員・会員に対して法令及び本連盟規則に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役委員・会員の法令及び本連盟規則に違反する行為を黙認すること

(コンプライアンス委員会)

第5条 本連盟に、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として理事会に答申する。

- (1) 対象者による本連盟の規程違反の有無
- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
- (3) スポーツ仲裁に関する事項
- (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項

3 本委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査をおこなうことができる。

また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。

4 本連盟の対象者が、全日本スキー連盟等の関係団体の関係規則に抵触する事案が生じた場合は、本委員会が調整し関係団体に報告等できるものとする。

(委員会の構成)

第6条 本委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が、副委員長は理事長が務める。
- 3 委員は副理事長、各本部長及び理事以外の有識者を1名以上選任し会長が委嘱する。
- 4 本委員会の事務は総務本部が行い、相談・通報窓口を事務局に置く。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、本連盟規約第20条の役員任期と同じとする。ただし、事案が任期をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、第4条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事案が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(会議)

第9条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を審議することができない。
- 3 本委員会の決議は出席者の過半数をもって委員長が決定する。

(関係者の出席)

第10条 本委員会は、必要に応じて参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。

(弁明の機会の付与)

第11条 委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(議事録)

第12条 委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

(機密保持義務)

第13条 本委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年10月20日から実施する。